

学校いじめ防止基本方針



令和5年度
四日市市立常磐西小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていこう取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「常磐西小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

（１） 「授業づくり」においては、

① なかまとともに学び、自ら考え向上しようとする子をめざす「授業づくり」

なかまとともに学ぶ協働的な学習形態を取り入れるとともに、一人ひとりの力を着実に伸ばし、「確かな学力」の育成に取り組みます。また、個に応じた補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

（２） 「なかまづくり」においては、

① 一人ひとりを大切にし、おもいを出し合うことのできる「なかまづくり」

視点児童を中心にすえた「なかまづくり」、学級活動や学校行事を通した「なかまづくり」などを通してくらしの中で弱い立場に置かれている子や、友だちとのかわりが薄い子など、どの子もみとめ合える「なかまづくり」をすすめます。

② 人権・部落問題学習

常磐地区人権・同和教育関係校園機関連絡会の取り組みの一環として、常磐地区人権・同和教育推進協議会とも連携をとりながら、人権・部落問題学習をすすめます。

「生活科」「総合的な学習の時間」「社会科」「特別の教科 道徳」を中心に実施し、くらしの中にある差別に気づき、どんな小さい差別も許さない心を育てます。そして、多様な人と出会うことで自分のおもいをもち、その人の生きざまから学びます。

また、「常磐中学校区子ども人権フォーラム」や地域で行われる人権記念事業へ参加し、自分のおもいを広くみんなに訴えたり友だちのおもいにふれたりする場に参加し、学び合います。

③ 命の教育

「生活科」「理科」「保健」平和教育、飼育・栽培活動を中心に実施し、どの子の命もかけがえのないものであることを知り、互いに大切にし合える「なかまづくり」をすすめます。

2 いじめ防止啓発

- (1) 「いじめ」及び「いじめ追跡調査」について、共通理解を図ります。
 - ① 年に3回、市教委指導課や文科省 HP の文書に基づいて、職員会議の中で共通理解を図ります。
 - ② いじめについての共通理解を図ります。
 - ③ 予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にします。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直す機会をもちます。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのないこどもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」
「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）
 - ② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
 - ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
 - ④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
 - ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
 - ⑥ 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

(1) 日常的な取り組み

- ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をします。そのため、日記、作文、ふりかえりノート、班ノートなど、学年や実態に応じて活用します。

- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営に努めます。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行います。
- (2) 児童に、「いじめ調査」を年3回(毎学期)実施し、いじめの状況を把握します。いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認します。
- (3) 児童に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握します。
- (4) 教育相談を実施します。
「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童に対して面談による教育相談を年に3回実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握します。
- (5) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。
- (6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① 高学年を中心に、Net モラルについての授業を実施します。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ PTAと連携して、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を必要に応じて計画します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。また迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。
- (3) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (4) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (5) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (6) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (7) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援します。
- (8) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (9) いじめに係る行為が止んで、相当期間継続(少なくとも3か月)していると共に、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認した上でいじめ解消とします。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

① 構成員は、管理職、生徒指導部長、担当者、学年主任（または該当学年団）です（必要に応じて教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーも参加します）。

なお、必要に応じて、学校づくり協力者会議代表や学校運営協議会代表が委員会に参加を依頼します。

② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。

③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。

④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。

(2) 「生徒指導部会」を行います。

① 構成員は、生徒指導部長、各学年の生徒指導部員、いじめ問題担当等です。

② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議します。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携します。

(1) PTA及び学校づくり協力者会議又は学校評議委員と協働します。

(2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行います。

(3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携します。

(4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないようお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

(1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。

(2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。

(3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童として

(1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他

者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めましょう。

- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めましょう。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ります。

- (1) 四日市南警察署
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) ときわ地区交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ります。

- (1) 四日市市役所各課…教育委員会（指導課、教育支援課等）、こども未来部（青少年育成室、子ども家庭課、子ども発達支援室等）、健康福祉部（健康づくり課、保健予防課、保護課等）、社会福祉協議会、男女共同参画課 等
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 北勢児童相談所
- (4) 津家庭裁判所四日市支部
- (5) 津保護観察所四日市駐在官事務所

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。